

済生会松阪総合病院感染対策に関する規則

昭和 63 年 6 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規則は済生会松阪総合病院（以下、当院とする）における感染対策に関する必要事項を定める。

(感染対策委員会)

第 2 条 当院における感染の予防、教育活動、発生時の対応等に関して審議・実施するため、済生会松阪総合病院感染対策委員会（以下、委員会とする）を設置する。

(委員会業務)

第 3 条 委員会は、済生会松阪総合病院感染対策室による医療関連感染に関する報告事項を受け、感染対策室が提言する医療関連感染対策に関わる具体的施策等を審議し、感染対策室に対して助言を行うこと、報告や決定事項を周知することを業務とする。委員会は、感染管理に関する最終決定機関であり、決定事項は院長の命をもって各部署に通知することができる。

(委員会構成)

第 4 条 委員会は次の項に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病院長
- (2) 副院長
- (3) 事務部長
- (4) 看護部長
- (5) 第 9 条に規定する感染対策室長
- (6) 医療安全専従課長
- (7) 医局長
- (8) 検査課長
- (9) 薬剤課長
- (10) 放射線課長
- (11) 健診センターゼネラルマネージャー
- (12) 用度課長
- (13) 第 10 条に規定する感染対策専従職員
- (14) 第 11 条に規定する ICT メンバーの代表
- (15) その他委員長が必要と認めた者

第 5 条 1、委員会に委員長を置く。

2、委員長は第 9 条に規定する感染対策室長をもって充てる。

3、委員長に事故があるときは病院長の指名した委員がその職務を代行する。

4、委員会は委員の過半数の出席により成立し、審議事項は出席者の過半数の賛成

をもって承認する。

- 5、委員に事故があるときは、委員長の指名した者がその職務を代行する。
- 6、委員会は原則毎月1回開催するほか、必要に応じて委員長が招集する。
- 7、委員長が必要と認めた場合は、委員以外のものに出席を求め意見を聞くことができる。
- 8、委員会における審議事項は、安全管理委員会に報告するものとする。

(感染対策室)

第6条 委員会のもとに、医療関連感染の予防、教育活動及び医療関連感染発生時に速やかに対応するために必要な企画・立案を行うとともに、医療現場における積極的な取り組みを促進させることを目的として、済生会松阪総合病院感染対策室（以下、対策室とする）を設置する。

(対策室業務)

第7条 対策室は、次の項に掲げる業務を担当する。

- (1) 医療関連感染発生時の対応に関すること
- (2) 医療関連感染対策実施とその監視に関すること
- (3) 医療関連感染予防と対策の教育に関すること
- (4) 医療関連感染に関する情報の収集、調査及び分析に関すること
- (5) 感染対策上のファシリティマネジメントの監視に関すること
- (6) 医療関連感染のコンサルテーションに関すること
- (7) その他の委員会・会議の依頼に基づく事項
- (8) その他感染対策に関すること

第8条 対策室は感染対策室長（以下、室長とする）、第10条に定める感染対策専従職員、および感染対策チームで構成する。

(室長)

- 第9条
- 1、室長は、管理者会議が推薦し、病院長が任命する。
 - 2、病院長は、室長がその職務を十分に果たさず、重大な支障をもたらした場合には、管理者会議の承認を得て解任することができる。
 - 3、室長は病院長の命をうけて対策室業務を統括する。

(感染対策専従職員)

- 第10条
- 1、当院に感染対策専従職員を置き、感染対策に関する業務を担当する。
 - 2、感染対策専従職員は、医師、薬剤師、看護師のうちから病院長が1名以上任命する。
 - 3、感染対策専従職員は、室長を補佐し、対策室の業務に関する企画案及び評価並びに職員の感染対策に関する意識の向上のための指導等を行う。

(感染対策チーム)

第11条 当院に、医療関連感染の防止・対策に資するため感染対策チーム（以下、ICTと

する)を設置する。

2、ICT は次の項に掲げる者の中から病院長が指名する者をもって構成する。

- (1) 医師
- (2) 看護師
- (3) 薬剤師
- (4) 臨床検査技師
- (5) 事務員

第 12 条 1、ICT ミーティングは毎月 2 回開催するほか、対策室の要請あるいは必要に応じて代表が召集する。

2、ICT ラウンドは週 1 回程度開催する。

3、ICT の活動は委員会に報告するほか、管理者に議事録をもって報告するものとする。

4、感染対策に関わる緊急事項については感染対策委員会の開催を待たずに感染対策室から院長の命をもって各部署に連絡する場合がある。

(リンクナース)

第 13 条 1、看護部は看護部感染対策委員会を設置し、各部署にリンクナースを置く。リンクナースの業務は感染対策指針に定める。

2、リンクナースは ICT 看護師と連携し、感染対策マニュアルを周知・徹底させることにより感染の防止に努め、医療関連感染が発生した場合には対策室の指示のもと、感染の蔓延を防止する。

3、リンクナースは毎月 1 回ラウンドとリンクナース会議を行う。

(リンクドクター)

第 14 条 1、診療部は各科にリンクドクターを置く。リンクドクターの業務は感染対策指針に定める。

2、リンクドクターは各科の部長から 1 名を選任する。また、感染対策委員長が必要と認めた者を選任することがある。ただし、すでにその科に感染対策委員に任命された者がいる場合、その者がリンクドクターを兼務してもよい。

3、感染対策委員長はその職務を円滑に行うために必要に応じてリンクドクターを招集し、委員会において意見を聴くこととする。

4、リンクドクターは、感染対策マニュアルを周知・徹底させることにより感染の防止に努め、医療関連感染が発生した場合には対策室の指示のもと感染の蔓延を防止する。

(事務局)

第 15 条 この規則に関する事務局は、感染対策室に置く。

(雑則)

第 16 条 この規則に定めるものの他、感染対策に関して必要な事項は、別に定める。

(規則の改廃)

第 17 条 この規則の改廃は、管理者会議の議を経て病院長が決定する。

(附則)

この規則は、平成 10 年 1 月 1 日から施行する。

(附則)

この規則は、平成 16 年 7 月 10 日から施行する。

(附則)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この規則は、平成 24 年 5 月 22 日に改訂し、平成 24 年 5 月 24 日から施行する。